

春の火災予防運動(3月1日～7日)



平成28年度全国統一防火標語

『消しましょう その火その時 その場所で』

御坊市消防本部(署)発足60周年記念標語

『火と人が 理解し合えば 火災ゼロ』

3月1日(水)から7日(火)までの7日間、全国一斉に春の火災予防運動を実施します。

火災予防運動期間中、火災予防について、皆さん一人ひとりの一層の注意・ご協力をお願いします。

◇春の火災予防運動

春の火災予防運動は、火災予防思想の一層の普及を図ることに由り、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に実施します。

また、この運動にあわせて、全国山火事予防運動・車両火災予防運動も同時に実施します。

◇住宅防火 いのちを守る

7つのポイント

～3つの習慣・4つの対策～

3つの習慣

- ・寝たばこは絶対やめる。
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

◇住宅用火災警報器の設置・点検をしていますか？

- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する。
- ・高齢者の方や身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

消防法・御坊市火災予防条例の一部改正に伴い、一般住宅などへの住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

全国の火災統計では、住宅火災による死者(特に死者の大半が65歳を超える高齢者の方)が急増しています。



死亡原因の多くは、「逃げ遅れ」で、就寝中に火災に遭遇することで発見が遅れ、死に至る危険性が高いと考えられています。

住宅用火災警報器設置の目的は、寝室に住宅用火災警報器の設置を義務付けることで、住宅火災による犠牲者を減らし、人命と財産を守ることです。

住宅用火災警報器は、「全ての寝室」、寝室が2階などの場合には「階段室の天井付近」に設置する必要があります。

なお、住宅用火災警報器は、早期設置のものであれば、設置後10年が経過しています。

住宅用火災警報器が古くなってしまつと、電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなる場合があります。そのため、設置後10年を目安に交換をおすすめします。

また、長期間設置をしていると、ホコリなどの蓄積や電池切れを起こしている場合がありますので、定期的に作動確認をして、メンテナンスを行いましょ。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、住宅用火災警報器相談室(☎0120・565・911)または市消防本部まで。

◇ご家庭に消火器の設置を!

近年の建物火災による死者のうち、高齢者の方がその多くを占めており、火災原因の大半は一般住宅、共同住宅などの火災です。

消火器は住宅防火に最も重要な初期消火の役割を担っています。万が一に備え、この機会に消火器の設置・点検をしましょう。

消火器の使用方法については、市ホームページをご覧ください。

◇放火火災に注意!

放火及び放火の疑いによる火災は、全国の出火原因のトップです。放火火災未然防止に向けた環境づくりへの皆さんのご協力をお願いいたします。

◇空き家の管理について

空き家の周囲は整理整頓を行い、家には常に鍵をかけ、容易に人が出入りできないようにし、ガス及び電気を確実に遮断しましょう。

◇問い合わせ

市消防本部
☎0738・22・0800
災害情報ダイヤル(音声情報)
☎0738・22・0119
火災・救急・救助は119番

